

# 浄化槽 Q & A

## ( 浄化槽管理者について )

Q:浄化槽管理者とは何ですか。

A:浄化槽管理者とは「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」とされており、各家庭では通常その世帯主が浄化槽管理者ということになります。

Q:浄化槽管理者の義務は何ですか。

A:浄化槽管理者には、次のような義務があります。

浄化槽使用開始の日から30日以内に、定められた事項を記載した報告書を都道府県知事に提出する。

501人以上の浄化槽管理者は、技術管理者を置く。

技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、定められた事項を記載した報告書を都道府県知事に提出する。

浄化槽管理者に変更があったときは、新しい浄化槽管理者は変更の日から30日以内に、定められた事項を記載した報告書を都道府県知事に提出する。

使用開始後、環境省令で定める期間内(3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間)に、都道府県知事が指定する指定検査機関(鳥根県は公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センター)の行う水質に関する検査(法第7条検査)を受ける。

毎年1回、都道府県知事が指定する指定検査機関(鳥根県は公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センター)の行う水質検査(法第11条検査)を受ける。

当検査機関は、4月から翌年3月をひとつの年度としており、年度(4月から翌年3月)に1回の検査として実施しております。

保守点検を毎年所定の回数行う(初回は使用開始直前)。ただし、浄化槽保守点検業者に委託することができる。

清掃を毎年所定の回数行う。ただし、浄化槽清掃業者に委託することができる。

保守点検記録を作成し、3年間保存する。

清掃の記録を作成し、3年間保存する。

浄化槽の使用を廃止したとき、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出る。

Q:家にある浄化槽を自分で管理してもよいですか。

A:浄化槽管理者が、自らの持ち物である浄化槽の管理を、環境省令で定められた保守

点検や清掃の技術上の基準に従って定期的に行うことや記録の作成・保存などを行うことは、差し支えありません。

しかし、浄化槽の保守点検や清掃を行うためには専門的な知識、技能、経験、設備が必要とされますので、浄化槽管理士の資格を取得するか、そうでなければ、浄化槽の保守点検や清掃を専門業者に委託することをお勧めします。

## ( 法定検査について )

Q: 浄化槽を設置したら、「7条検査を受けなければならない」と言われました。どうい  
うことでしょうか。

A: 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に都道府県知事が指定した検査機関( 島根県は公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター )の行う水質に関する検査を受けなければならないことになっています。この検査は、浄化槽法第7条に規定されているので「7条検査」と呼ばれています。

これは浄化槽が適正に設置され、所期の機能を発揮しうるかどうかは実際に使用を開始された後でなければ確認できないため、機能に着目した設置状況を検査し、欠陥があれば早期にそれを是正することを目的としたものです。

なお、平成17年度の浄化槽法改正によって、この7条検査を受けていない場合は、都道府県知事から検査を受けるよう勧告されることになりました。また、その勧告に従わなければ、勧告に従うよう命じられ、その命令に従わなければ30万円以下の過料を課せられることになりました。

Q: 毎年度1回、「11条検査を受けなければならない」と言われました。どういうこと  
でしょうか。

A: 浄化槽管理者は、浄化槽が所期の機能を十分発揮し、放流水質が悪くなって身近な生活環境の悪化等につながることはないように、都道府県知事の指定する検査機関( 島根県は公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター )の定期検査を毎年度1回受けなければならないことになっています。この定期検査は、浄化槽法第11条に規定されているので「11条検査」と呼ばれています。

なお、この検査は保守点検や清掃が法律の規定( 技術上の基準 )どおりに実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかについて検査するもので、浄化槽の規模や処理方式等にかかわらず、すべての浄化槽が検査の対象となっています。

なお、平成17年度の浄化槽法改正によって、この11条検査を受けていない場合は、都道府県知事から検査を受けるよう勧告されることになりました。また、その勧告に従わなければ、勧告に従うよう命じられ、その命令に従わなければ30万円以下

の過料を課せられることになりました。

Q: 保守点検も清掃も業者に頼んでいるのに、それでも年度に1回の検査(11条検査)は受けなければなりませんか。

A: 保守点検や清掃を行っても、年度に1回の検査(11条検査)を受けなければなりません。浄化槽法では、浄化槽管理者には浄化槽の保守点検や清掃とは別に、都道府県知事が指定する指定検査機関(島根県は公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター)による年度に1回の定期検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。

浄化槽の保守点検は、浄化槽の機能が正常に保持されるよう浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業で、また、清掃は槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、汚泥等の調整並びに各単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業であり、人間に置き換えれば、いわば日常の健康管理にあたります。

一方、年度に1回の定期検査は、浄化槽管理者が、浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検を基準どおりに行っているかを含め、清掃や使用の準則の遵守状況や浄化槽の外観、これまでの保守点検、清掃及び検査に関する書類、放流水質等の状況について、第三者機関である指定検査機関が都道府県知事の代わりに公正中立に検査を行うもので、人間に置き換えれば、いわば健康診断にあたります。

保守点検・清掃と年度に1回の定期検査は趣旨、内容も異なり、目的、作業内容も違い、全く別の観点から行われているものです。従って、保守点検や清掃を行っていても、この検査は受けなければなりません。

Q: 受検の依頼はどうすればよいでしょうか。

A: 浄化槽の設置後等の検査(7条検査)については、浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書に基づき、使用開始から3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、検査機関(島根県は公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター)から検査の実施案内をはがきで送付します。また、年度に1回の定期検査(11条検査)についても、検査機関から検査の実施案内をはがき又は封書で送付します。実施時期は、7条検査実施日から約1年後が目安となります。

Q: 検査の案内状が届きましたが、検査予定日には家に誰もいません。留守でも検査してもらえますか。

A: 過去3年分の保守点検記録が書類検査の際に必要ですので、郵便受け、ポスト等に入れておいてください。

検査終了後「お留守に検査しました」という書面とともに、ポストにお返ししておきます。

Q: 毎年度に1回検査(11条検査)を受けなければならないということなのに、検査の間隔が1年より長かったり、短かったりするのはどうしてですか。

A: 4月から翌年3月をひとつの年度としています。従って、検査の実施は4月から翌年3月の間に1回ということになります。

また、検査を効率的に実施するために、同区域を一定の期間に集中して実施することがあり、次のような実施間隔になることがあります。

前回検査19年10月 今回検査21年3月 間隔1年5ヶ月

前回検査19年10月 今回検査20年4月 間隔6ヶ月

Q: 検査料金はいくらですか。

A: 検査料金は、検査の種類(7条・11条)、浄化槽の大きさ(処理対象人員)によって異なります。

料金は次の表のとおりですが、この金額は、島根県知事の承認を受けた額であり、平成12年5月26日島根県報第1166号の島根県告示第451号で公示されています。

人槽	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
法第7条検査	9,500円	10,500円	11,500円	15,500円	19,500円	20,500円
法第11条検査	4,500円	5,500円	7,000円	11,000円	15,000円	16,000円

Q: 検査料金の支払い方法を教えてください。

A: 設置後等の水質検査(7条検査)の料金は、浄化槽設置届出時に浄化槽施工業者の方を通じて前もっていただきますので、検査時における料金の請求はありません。

毎年度に1回の定期検査(11条検査)の料金は、3通りのお支払い方法を行っています。

検査時における現金でのお支払い。

振込用紙での金融機関及びコンビニエンスストアからのお支払い(検査結果書送付時に振込用紙を同封いたします)。

金融機関の通帳を利用した口座引落。

上記のお支払い方法の他に、集金業務も行っていますので、検査機関にお申し付けください。 つきましては、所定の用紙での事前の申込が必要となります。

なお、公設浄化槽(市町村による設置)につきましては、市町村への請求となり、浄化槽使用者への料金請求はありません。

Q: 指定検査機関について教えてください。

A: 浄化槽管理者の義務として、「設置後等の水質検査」と「定期検査」の2種類の検査を受けなければならないことが法律で規定されています。

「設置後等の水質検査」は浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査(7条検査)のことで、使用開始後(新設の場合だけではなく構造若しくは規模の変更をされた場合も含まれます。)環境省令で定める期間内に受けなければなりません。また、「定期検査」は浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査(11条検査)のことで、毎年度に1回受けなければなりません。

この検査は、本来都道府県が行うべきものを、都道府県の代わりに知事が指定した機関(鳥根県は公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センター)に行わせているものです。

浄化槽が適正に設置され、適正な管理が行われ、かつ、適正に稼働しているか、こういったことのチェックを公平中立的な立場で行うこれらの指定検査機関の役割はきわめて重要ですので、指定検査機関の指定に当たっての基準については、環境省令で厳格に定められています。

Q: 検査員というのはどういう人ですか。誰でもなれますか。

A: 検査員とは、都道府県知事が指定した指定検査機関(鳥根県は公益社団法人鳥根県浄化槽普及管理センター)の職員又は雇員で、浄化槽の水質に関する検査を実際に行う人をいいます。

浄化槽の水質に関する検査については、公正な判断力と専門的な知識、技能が必要とされます。従って、検査員は検査を正確に実施し、浄化槽が適正か不適正かの判断を公平中立な立場で行い、浄化槽管理者や使用者或いは浄化槽関係業者に信頼される人でなければなりません。

検査員の資格については、次のように定められています。

浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者。

なお、の「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能」を有する者とは、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、保守点検・清掃、浄化槽に設置、外観検査・水質検査・書類検査の実施、各検査結果の総合判定等に関し、十分な専門的知識及び技能を有する者であることが必要であることとされており、また(財)日本環境整備教育センターが実施する浄化槽検査員講習会を修了している者が該当するとされています。

いずれに該当する者であっても、検査員は指定検査機関の長が発行する身分証を携

滞することになっています。

検査員について不明な点があれば、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センターにお問い合わせください。

Q: 指定検査機関と保健所の関係は、どのようになっていますか。

A: 指定検査機関(公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター)は、都道府県知事(島根県知事)が浄化槽法第7条の設置後等の水質検査及び同法第11条の定期検査を行わせるために指定した検査機関であり、指定検査機関は毎月末までにその前月中に実施した検査について知事に報告することになっています。報告事項は、検査実施年月日、浄化槽管理者の氏名(名称)・住所、浄化槽の設置場所、浄化槽の製造業者名・型式名、工事・保守点検・清掃の実施者名、検査結果等です。都道府県知事は、指定検査機関からの検査結果等の報告を受けて、浄化槽の維持管理等に対して適正かつ効率的な指導監督を行うこととなります。

保健所は都道府県、指定都市、中核都市、特別区等に設置されている機関で、「住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項」等について、企画、調整、指導及びそれらに必要な事業を行うものとされています。一方、都道府県知事は、浄化槽法等で定めている立ち入り検査を行わせるために環境衛生指導員を任命し、業務を行わせることになっていますが、環境衛生指導員は保健所の職員である場合が多いようです。

上述の指定検査機関からの報告を受けた都道府県知事は、環境衛生指導員に浄化槽の維持管理に対しての適正かつ効率的な指導監督を行わせることとなります。

浄化槽法で定める検査は、浄化槽が正しく設置、管理されていることを確認し、或いはそれを改善するための第一歩であり、指定検査機関と保健所は連携を密にとりあいつながら、不適正な浄化槽に対する措置を講じていく役割を果たすこととなります。

Q: 検査の内容を教えてください。その目的は何ですか。

A: 浄化槽の水質に関する検査には2種類あります。1つは、新しく設置されたか又は構造や規模の変更がされた浄化槽で使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に行われる検査(7条検査)、もう1つは全ての浄化槽を対象に毎年度1回行われる検査(11条検査)です。

7条検査は、浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期に確認するものであり、11条検査は、浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断するものです。

これらの検査の内容(検査項目)は、次のとおりです。

1 法第7条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目

### ( 1 ) 外観検査

外観検査は、浄化槽の設置場所において、その設置されている状態を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、原則として次に掲げる項目について行われます。

- ア 設置状況
- イ 設備の稼働状況
- ウ 水の流れ方の状況
- エ 使用の状況
- オ 悪臭の状況
- カ 消毒の状況
- キ 蚊・ハエ等の発生状況

### ( 2 ) 水質検査

原則として次に掲げる項目について検査が行われます。

- ア 水素イオン濃度
- イ 汚泥沈殿率
- ウ 溶存酸素量
- エ 透視度
- オ 残留塩素濃度
- カ 生物化学的酸素要求量

### ( 3 ) 書類検査

保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等が検査されます。

## 2 法第 1 1 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目

### ( 1 ) 外観検査

外観検査は、浄化槽の設置場所において、その設置されている状態を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、原則として次に掲げる項目について行われます。

- ア 設置状況
- イ 設備の稼働状況
- ウ 水の流れ方の状況
- エ 使用の状況
- オ 悪臭の発生
- カ 消毒の実施状況
- キ 蚊・ハエ等の発生状況

### ( 2 ) 水質検査

原則として次に掲げる項目について検査が行われます。

- ア 水素イオン濃度

- イ 溶存酸素量
- ウ 透視度
- エ 残留塩素濃度

### (3) 書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録並びに前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かが検査されます。

Q:検査後、「不適正」という通知をもらいました。どうすればよいでしょうか。

A:指定検査機関(公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター)は、検査を終了した後、検査結果書を作成し、浄化槽管理者へ提出することになっており、この検査結果書に、適正、おおむね適正、不適正の3段階の判定が記載されることになっています。

ここで、「不適正」と判断されたということは、検査を受けた浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善の必要性が認められる場合を言います。

このため、「不適正」という通知をもらった場合には、検査結果書に従い、自らの浄化槽の状態、改善点を把握し、浄化槽保守点検業者等契約を結んでいる業者と相談の上、適切な措置をとってください。

出典：社団法人全国浄化槽団体連合会